



議案第 8 1 号

第五次北本市総合振興計画の一部改定について

北本市議会基本条例（平成 2 9 年条例第 1 4 号）第 1 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、次のとおり第五次北本市総合振興計画の一部を改定することについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 2 7 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

第五次北本市総合振興計画の一部改定

第五次北本市総合振興計画の一部を次のように改定する。  
序論 1 (2)基本計画の表を次のように改める。

<b>基本計画</b>	基本構想において定められた政策を実現するため、必要な施策を具体化する計画です。 計画期間は、前期基本計画は平成28年度から令和3年度までの6年間、後期基本計画は令和4年度から令和7年度までの4年間とします。	期間（年度）										
		平成					令和					
		28	29	30	31	元	2	3	4	5	6	7
		前期 6 年						後期 4 年				